

オケージョナル・ペーパー No.106

駿河国人別調と甲斐国現在人別調における人口の静態把握

— 一家別表の調査項目の比較を中心に —

2020年5月

法政大学

日本統計研究所

駿河国人別調と甲斐国現在人別調における人口の静態把握

一家別表の調査項目の比較を中心に――

森 博美^(*)

はじめに

鮫島龍行は、杉亨二による明治 12(1879)年の甲斐国（山梨県）を版図とした「甲斐国現在人別調」（以下、甲斐調査と略称）において「家別表」（【付表 2】）を調査票として用いた人口調査が行われた点に注目し、「この調査の方法は表式調査とは無縁のものであって、近代的な調査票形式による政府公式の最初の統計調査」との歴史的評価を与えている〔相原・鮫島 1971 41 頁〕。また藪内武司は甲斐調査が「人員所静ノ調」として「静態・動態概念が混在したまま不明瞭に実施された」「戸口調査」に対して「数段の進歩」〔藪内 1977 205 頁〕が認められるとする同時に甲斐調査における家別表の使用に関しても、それが「調査票形式の世帯票⁽¹⁾を意味するものであり、「調査票」を運用して調査過程を実践するという、まさに第一義統計の形態に則った最初の直接統計調査法として注目される。このことは、明治 5 年の「戸口調査」、あるいは当時の官庁統計一般に採用されていた「表式」調査と比較するとき、画期的な飛躍をみる」〔同 205 頁〕として鮫島とその見解を共有するとともに、それが当時彼が傾注していたハウスホーファーの『統計学教程』（Max Haushofer, Lehr- und Handbuch der Statistik, Wien, 1872）から強い教示を受けたであろうことは推察に難くはない」〔同 205 頁〕としている。

この調査の実施主体が太政官調査局政表課⁽²⁾という政府機関であるという点では「近代的な調査票形式による政府公式の最初の統計調査」との位置づけはあながち不適切とはいえない。ただ、最初から地域の各調査項目に関する集計値を表形式の様式に記載することによって統計の作成のための情報（統計原情報）の収集を行う表式調査ではなく、個人や経済活動主体としての世帯を統計単位として統計原情報の収集を行う調査（個票、小表）形式によって実施された調査という点では、その 10 年前の明治 2(1869)年に同じく杉が行

^(*) 法政大学名誉教授・法政大学日本統計研究所名誉研究員

⁽¹⁾ 後述するように駿河調査の家別表には使用人と思われる僕・婢の記載欄があり、また甲斐調査の「人別調人心得並家別表書込雛形」の記入例によれば、同居人、出寄留人、入寄留人が記載されているなど、厳密には「世帯票」ではなくあくまでも住戸単位での人口把握を行う文字通りの「家別表」であった。

⁽²⁾ 甲斐調査は太政官調査局政表課によって企画・実施されたが、その後の機構改革により同課は明治 13 年 3 月には太政官会計部統計課に、さらに翌 14 年 5 月には太政官統計院に改められた。

なった「駿河国人別調」（以下、駿河調査と略称）の存在を指摘しておく必要がある。この調査は事業半ばにして中止を命じられ完遂には至らなかったものの、そこでの調査資料とともにその部分的結果が『沼津・原政表』として今日に遺されている。

森〔2020〕でもすでに見たように駿河調査の調査資料の一つとされている「報告事項一覧」⁽³⁾は、人口等の動態事象の把握をその内容としたものであり、甲斐調査においても「家別表」による「人員所静ノ調」（静態調査）の実施後に「人員所動ノ調」という人口の動態面把握を目的とした報告徴収形式での調査が試みられている⁽⁴⁾。

ところで杉が駿河調査や甲斐調査を手掛けていた明治初期、欧米主要国ではすでに近代人口センサス⁽⁵⁾が定期的に実施されており、センサスによる静態人口の把握が統計学にとっても主要関心事項分野の一つとなっていた。そのような中、A.ケトレが設立し 1853 年にブラッセルで第 1 回会議を開催した万国統計会議（Congrès Internationale de Statistique）は、その後 1876 年の第 9 回まで 2 年ないし 3 年毎に開かれ、センサスの国際的な標準化に関して様々な決議がなされている。この会議には各国の統計行政官や当時の著名な統計学者が会員として名を連ねており、それぞれの国で実施されるセンサスの統一に向けて大きな影響を及ぼした。

筆者は〔森 2020〕で駿河調査における静態面と動態面の統計的把握について取り上げた際に、静態面の調査に関して家別表とフィッセルングの『表紀提綱』に記載されている調査項目の比較を行った。本稿では、駿河調査と甲斐調査で使用された家別表における調査項目の異同について考察するとともに万国統計会議における調査項目の勧告とも比較することで、わが国の明治初期の調査における人口の静態把握への海外からの影響等について考察してみたい。

⁽³⁾ 静岡での名主からの調査協力を取り付けるために杉が町会所に持参した文書とされている。

⁽⁴⁾ 甲斐調査では家別表による調査の終了後に「人員運動調」という人口の動態面の把握を目的とした調査が一部実施された。統計局の正史が「人口動態調査の先駆」〔総理府 1951 79 頁〕としているものである。明治 16(1883)年准奏任御用掛細川廣世が三等属高橋二郎を伴いこの「人員運動調」の実施のために山梨県に赴き、各郡役所で戸長に調査の趣旨を説明するとともに翌年分から報告の取りまとめ提出依頼を行っている。2 年後の明治 18 年 10 月には西八代・南都留の 2 郡からの牒簿資料を受理している。しかし、同年 12 月末に統計院が廃止されることになり、この報告調査の継続実施はやむなく中止となった〔高橋 1905 113 頁、1911 42-42 頁、総理府 1926 82 頁〕。

⁽⁵⁾ 世界で最も早く近代人口センサスを実施したのはアメリカ（1790 年）とされ、スイス（1798 年）、イギリス・フランス（1801 年）、アイルランド（1813 年）などとなっている。ただ、印刷された調査票を用いたセンサスの実施は、イギリス・フランス・アイルランド（1841 年）、アメリカ（1850 年）、スイス（1860 年）などといずれも 19 世紀半ばからである〔日本人口学会 2002 366 頁〕。

1. 家別表における静態属性項目

(1) 駿河調査の家別表と調査項目

駿河調査では本稿末に【付表1】として掲げた「家別表」を用いて人口の静態把握が行われた。ここでは駿河調査の「家別表」が持ついくつかの特徴を確認しておくことにする。

その特徴の1つは、家別表に僕、婢といった世帯員以外の同居者の記入欄も設けられている点である。このことから、それが現在の国勢調査の調査票のように世帯単位で世帯構成員を統計単位として個体ベースでの把握を行う「世帯表」ではなく、あくまでも住戸単位で当該住戸に居住する者の把握を行なう「家別表」として設計されていることがわかる。

第2の特徴は、家別表によって統計作成のために収集される情報（以下、統計原情報）が、その情報特性の点で家別表に調査個票として性格を付与している点である。なぜなら、駿河調査の家別表を家別表を縦方向に読んだ場合、調査の結果各列には当該住戸の居住者の個体属性情報が記載されることになる。この点は、調査項目毎に地域等の集約結果を最初から集計量の形で所定の様式欄に書上げることで統計原情報の収集を行う表式調査とは本質的に異なるものである。

駿河調査では杉自身が「日々両3人を召連れ…取調べを為した」〔世良 2005 47 頁〕とされている。このように、調査の企画者が自ら調査実施にあたったことから、家別表にどう記載するかは自明のことであった。そのようか事情からか甲斐調査時のような人別調人（調査員）心得や家別表書込雛形のようなものは特には作成されていない。そのため家別表の記載欄あるいは記載方法に関していくつか不明な点も残されている。

その1つが家別表で設けられている「人数」欄である。家別表の縦方向には各者の属性情報の記載欄が設けられており、冒頭行の夫、男（世帯員）、僕、婦、女（世帯員）、婢と当該住居に居住する男女それぞれについて、生国、年齢等を記載することになっている。このような中で各個人にとっての「人数」とは果たして何を意味しており、杉はどのような個体属性として人数を把握しようとしたのであろうか。

その2は「家持・借家」欄への記載方法についての疑問点である。この欄は生国や年齢といった各個体の属性記載欄と同様の形式で家別表に設けられている。ただ、家持・借家という項目は個体属性ではなく住家の所有形態を問う調査項目である点を考慮すれば、例えば家主など世帯代表者のみが記載すればよく、住家の全居住者に回答を求めるといった性格のものではない。単に作成の便宜上家別表を格子状の様式とした可能性は否定できないが、特に僕・婢といった世帯員以外の同居人については全く意味をなさない記載欄でもある。ちなみに駿河調査の集計結果として残されている『沼津政表』、『原政表』の家持・借家に関する結果表には、地持家持、借地家持、借家、建家、明家に区分して該当戸数がそれぞれ結果表章されている。記入済家別表が今日に遺されていないため断定はできないが、家別表への記入にあたっては、世帯主など世帯代表者の「家持・借家」欄に宅地と建物の所有状況が記載されたものと思われる。さらに結果表には建家、明家についてもその戸数が収録されているが、この点に関しては駿河調査で家別表による人口把握と並行して建物調査の形で明家（空家）、建家（恐らくは建築中の家屋）の把握が行われたのではないかと

考えられる。

第3に「山林・田畑」欄についても「家持・借家」欄と同様に世帯員の代表者等の欄にその保有面積が記載されたものと考えられる。ただ、この項目についての集計結果表は『沼津政表』、『原政表』には見当たらない。

ところで、〔森 2012〕で駿河調査の家別表に関する疑問点の一つとして指摘していた点であるが、その最下行に文字を天地逆転した形で私縁、公縁、獨、孤、寡、鰥...等の記載がみられる。この最下行の記載事項の意味については、逆向きに印字した理由も含め、その記録は残されていない。

この点に関して現時点ではあくまでも私見の域を出るものではないが、筆者はこの家別表が単独居住者の人口把握にも使用されたのではないかと考えている。なぜなら、家別表を上下転置してみると、冒頭行の左半分には男のそして右半分には女の身上地位（配偶関係の諸属性）が、それぞれ（私縁、公縁、獨、孤、鰥）、（私縁、公縁、獨、孤、寡）として記載されていると読むことができるからである。家別表の様式を転置使用することで、男女の単独居住者について、各人の身上地位別に各個体の属性情報を収集することができる。

このように駿河調査の家別表については記入方法等に関していくつか不明確な点も残されている。しかしそれが全体としては個人を調査単位とする単名表を列配置した調査票の形式となっていることから、世帯項目と考えられる「家持・借家」、「田畑・山林」以外の各欄によって個体に係る統計原情報の収集が可能である。

以上みてきたように、駿河調査の家別表の記入項目欄からは年齢、職業（業体）、生国、出稼、入稼といった個人属性情報が、また世帯単位での属性としては家持・借家といった住家さらには田畑・山林の所有に関する統計原情報が得られる。

さらに家別表では、単名表の列配置という調査票のレイアウトを活用することで、記載欄として明示的に設けいない項目についてもいくつか追加的属性情報が得られるよう工夫されている。まず、各列の冒頭行では夫、男（世帯員）、僕、婦、女（世帯員）、婢が、一方最下行では私縁、公縁、獨、孤、寡、私縁、公縁、獨、孤、鰥があらかじめ印字されており、各列への記載の有無によって冒頭行からは同居人も含めた続柄に関する統計原情報が、一方最末行からは記載された者の配偶関係についての情報を得ることができる。さらに冒頭行と最下行に印字された続柄と配偶関係に関する各カテゴリーを見ると、冒頭行の続柄の場合は前半が男で後半が女の、一方最下行の配偶関係に関する印字内容は前半が女のそして後半の各カテゴリーが男に関するものとして区別されている。従って家別表の記載にどの列が使用されたかを見ることで、続柄や配偶関係だけでなく家別表に記載欄として設けられている年齢や宗旨といった他の個体属性に関しても男女による内訳区分が可能となっている。

（2）甲斐調査の家別表と調査項目

1）甲斐調査準備段階での静態調査項目の検討

甲斐調査の企画段階において既に海外での最新のセンサス実施状況に関する情報にすで

に接していた杉らは、静態と動態とを混在させる一方で、静態項目については男女で異なる年齢階級別人員、職業・族籍、廃疾について戸籍表と職分表とにそれぞれ混在する形で区計を書上げ報告するよう求め戸籍局の調査⁽⁶⁾の限界を痛感していた。そのような中、戸籍とは別に現在人口を中心に「之に伴ふ状態を調べるに於ては差支なかるべし」〔高橋 1911 37 頁〕との閣議決定を受けて本格的な人口調査の準備としての試験調査の実施に向けた取り組みを本格化させる⁽⁷⁾。そして彼らが最初に取り組んだのが、調査事項の確定であった。

高橋二郎の回顧談によれば、杉を中心に当時の海外の統計に関して豊富な学識を有していた世良太一、小野彌一、呉文聰、小川為次郎、岡松徑、高橋等がそれぞれ私見を開陳し甲斐調査における調査項目を巡って討議を重ねられた。その結果、「大體歐米「センサス」の慣例に依り」〔同 37 頁〕それを選定することと決した。そこには次に掲げる 7 項目が挙げられている。

- (一) 住地及住家の持借
- (二) 世帯の数（一人暮及家族暮）
- (三) 體性即ち男女の別
- (四) 身上の有様（未婚、夫妻、妾、鰥寡及離婚者）
- (五) 職業（本業及兼業但一人前の者及一人前に足らざる者を區別す）
- (六) 宗旨（神道及佛道各宗）
- (七) 生國（國名に止む）
- (八) 不具（瘋癲、啞聾及盲但し盲に限り生來、病來、怪我に分つ）　〔高橋 1911 37 頁〕

なお、これら以外に工場及び学校に関する統計は県庁の業務情報を使用するとされている。

ところで同じ回顧談の中で甲斐調査での調査事項の決定過程で高橋は、「婢僕」を家族に含

⁽⁶⁾ 太政官戸籍局では地方に区を設け域内の戸数、人員、生死、出入の把握事務に従事させ、戸籍法附録第 1 号「区内戸籍表式」と第 2 号「区内職分表式」に従い区計による戸籍表と職分表を作成し戸長・副戸長が署名捺印の上支配所へ提出することを義務づけた。支配所ではその表式を府県庁に提出し、府県庁ではそれを第 5 号の府県戸籍表、第 6 号の府県職分表として 6 か年毎に改め太政官に提出することとされた。ただ、毎年の出生、死亡、移動による区人員の変化については、毎年 12 月中に太政官へ提出することとされた〔森 1935 33 頁〕。

初期の職分表では職業と族籍とを混在させた表式となっており、戸籍表には寺社数、家持・借家別戸数、年齢階級別男女人口、一部の族籍人口とともに出生・死亡数の区計が記載される。なお、区内戸籍表式、区内職分表式、府藩県戸籍表、職分表、寄留表の様式とその後の内務報告例の改正については、〔同 34-41 頁〕参照。

⁽⁷⁾ 当時の状況を高橋二郎は、「明治 11 年の頃寺島外務卿を歴て萬國統計公會本邦代理人佛國ブロック氏より其新著統計論數部の寄送あり之を披讀せしに各國最新「センサス」の實例方法等最も詳らかに記しあり統計事項中一同實地調査を此點に着眼することゝなり」としながらも「但し調査の事項も多く戸籍の比にあらざれば全國の費用は少なくも當時にては百萬圓を下らざるべき見込なるを以て先づ模範として全國中一縣一國を管轄とし地理上人口の移動も少なき地を擇び執行せんと決し遂に山梨縣甲斐國に之を行ふことゝなり」〔高橋 1911 37 頁〕と回顧している。

めるよう提案したものの採用に至らなかったこと、さらには奉公人の類を住家においてではなく本籍地で把握するようにしたことで「歐洲の所謂事實人口にはあらず結局常住家族的人口と云ふべきもの」〔高橋 1905 106－107 頁〕となってしまったが、この点は甲斐調査が「本籍及寄留戸籍帳を基礎」としたことからの止を得なかったとしている。

これらを最終的に甲斐調査で使用された家別表（【付表 2】）に設けられた各記載欄に照らしてみると、姓名、家主及家族、それに年齢がその後追加される一方、（二）世帯の數（一人暮及家族暮）については特に記載欄を設けるのではなく家別表への記入状況によって必要な情報を得ようになっている。住家の居住者の個体属性に関する記載欄として、姓名、家主及家族、男女、身上の有様、年齢、生國、宗旨、職業、それに身体的不具の 9 項目が、それに住家の所在地及び住地・住家の所有という 2 項目が住家単位での記載事項とともに家別表の記載事項として採用されている。

2) 調査票の形式から見た駿河調査と甲斐調査の家別表

駿河、甲斐いずれの調査の家別表も基本的に各列が当該住居に居住する個人属性記載欄から構成される住戸を報告単位とした個体一覧方式の調査票となっている。そのような中で両者にはいくつか相違点も認められる。

その 1 は、甲斐調査の家別表に姓名の記載欄が新たに設けられている点である。姓名それ自体は集計により結果表章を行う項目ではないが、それを明記することで特に寄留人のように本籍地を離れて居住する場合の重複調査や調査漏れ、さらには記入内容に関する事後的な照会の際の識別情報として意味を持つ。

その 2 は、家族内の位置並びに同居人といった住家居住者の続柄に関する調査方法の違いである。この点に関して甲斐調査では「家主及家族」欄によってそれを把握している。これに対して駿河調査では冒頭行に夫、男（3 枠）、僕、婦、女（3 枠）、婢と事前に印字し該当列にそれぞれの個人属性を記載することによって続柄の把握を行うように調査票が設計されている。なお、これらの印字項目は男女別に区分されており、男女の別を把握する情報としても活用可能である。

第 3 は、配偶関係に関する統計原情報の把握方法方に見られる違いである。この調査項目については駿河調査の家別表では、有配偶は冒頭行の「夫」と「婦」によって、それ以外については最下行に上下転置印刷された諸項目によって「公縁」、「私縁」も含めた形でその把握を行っている。一方、甲斐調査の家別表には「身上の有様」という単独の記載欄を設けることでその収集を行うことになっている。

第 4 は、體性すなわち男女の別についての調査方法に見られる違いである。上述したように駿河調査では冒頭行と最下行にそれぞれ続柄と配偶関係に関する項目を男女が判別可能な形で配置することで、列への記載状況から男女を区別している。これに対して甲斐調査では独立した記載欄として「男」と「女」が設けられている。この点に関しては例えば記載項目を「男女の別」とすることで様式の簡素化が図れたものと思われるが、いずれにせよ独自の記載欄によって男女の区別を行っている。

第 5 は、出稼者、入稼者の扱いに見られる相違である。駿河調査の家別表には「出稼」、

「入稼」としてそれぞれ独自の記載欄を設けることで就労目的での社会移動を把握している。これに対して甲斐調査では記載欄の形では該当欄は特には設けられていない。ただ、書込雛形によれば、住家欄に住地住家の所有状況と共に「武へ出寄留」あるいは「駿ヨル入寄留」といった記載例が見られ、住家欄によってその把握が行われている。

第 6 は、人口属性に関して甲斐調査の家別表で新設された項目に関するものである。甲斐調査の家別表では「唾嚙盲」が新設項目として追加されている。

一方、駿河調査と甲斐調査の家別表では、住戸や土地所有といった経済的事項の取り扱いの点でもいくつか相違がみられる。

その 1 は、家持・借家という住地・住家の所有形態に関する取り扱いに見られる変更である。駿河調査の家別表への記載方法と関連してすでに前節でも指摘したように、「家持借家」、「田畑山林」についてはその性格上個々の居住者ではなく世帯単位での調査項目にあたる。これらのうち「家持借家」に関する部分については、甲斐調査ではそれを個人の属性項目としてではなく住家を単位として記載を行う「住家」欄に改めることで記載内容と調査票形式との整合化が図られている。

また、駿河調査に調査項目として設けられていた「田畑山林」の保有状況に関する調査については甲斐調査の家別表では削除されている。

3) 調査員心得・書込雛型

駿河調査は杉が静岡藩奉行中臺伸太郎から同藩における政表調（統計調査）実施の了解を取り付けることで実施したものであり、それには明治政府あるいは静岡藩からの要員や予算面での支援を何ら受けることなく杉という一私人の手になる調査であった。これに対して甲斐調査は、政府の閣議決定を受け太政官調査局政表掛という政府機関を調査実施主体とする政府統計調査事業として実施された。このような実施主体の違いは、調査の実施方法そのものにも変容をもたらす。

杉自身が「日々兩三人を召連れ」〔世良 2005 47 頁〕実査に従事した調査体制の駿河調査では望むべくもなかった「國中一般ノ人口ヲ一時ニ検査シテ之ヲ知ル」〔フィッセリング 1874 36 頁〕という静態調査が充足すべき調査時点の斉一性要件について、甲斐調査では甲斐国全域を対象に「明治 12 年 12 月 31 日午後 12 時」現在における人口の把握が行われた。

当時 40 万人近い人口を有していた甲斐国調査に実際に何名の郡役所吏員等の転記作業員や実査要員（人別調員）が動員されたかを示す記録は残されていない。ただ甲斐調査が国勢調査の試験調査的性格も持っており、『甲斐国現在員別調』に全国調査の際に見込まれる調査員の規模と関連して「家別調掛一人ヲ以テ四十戸を擔任スルトスレハ其人員十八萬二千三百二十七人ヲ要シ三十戸トスレバ二十四萬三千百三人ヲ要スベシ」〔統計院編 1882 緒言 6 頁〕との試算結果が掲げられている。これから調査員の 1 日当たりの実査戸数を 30~40 軒⁽⁸⁾と見積もることができる。甲斐調査から得られた住家総数が 78,515 戸であるこ

⁽⁸⁾ 岡松経による回顧談には調査員の 1 日当たりの実査戸数として、「各家に就て調べたる實驗

とから、仮に調査員 1 人当りの担当戸数を 30 戸とした場合、実査には延べ 2,600 人・日の調査員⁽⁹⁾を動員⁽¹⁰⁾する必要があったことになる。なお、調査は戸籍簿からの一部項目の転記⁽¹¹⁾と実査（下調）という二段階方式で行われ、さらに下調完了後に杉らによる記入内容の点検が行われた。

このように、調査開始当時杉自身が若干名の従者を伴い実査業務にあたった駿河調査の場合と異なり、甲斐調査では多数の調査要員が実査に先立って各郡役所で行われた転記作業さらにはその後の実査業務に従事している。このように多数の人々が調査業務に従事する場合、家別表への記入の統一化を図ることで記入内容の質を担保する必要がある。そこで家別表への記入の正確さを期すための方策として杉らが調査実施に先立ち準備したのが「人別調人心得并家別表書込雛形」（以下、「心得・雛形」と略称）である⁽¹²⁾。「心得・雛形」には、家別表に掲げられた調査事項に関して収集する統計原情報の内容等に関する調査設計者の意図が具体的に示されている。以下、「心得・雛形」各調査項目の記載欄への記載要領さらには記入例として掲げられている書込雛形を参考にその主な記入に関する指示を見ておくことにする。

（i）住所

家別表の書込雛形ではその右欄外に「甲斐國何郡何村」と例記されており、住家の所在

の話がありますそれは縣廳勸業主任岡部屬（忠恕）が勸業巡回を兼て側ら北都留郡の人別調を検し又同氏も親く試みたが一日に三十軒より上は調べることが出来ないといふことでありました」〔岡松 1909 405 頁〕といった記述がみられる。

⁽⁹⁾ 「人別調人心得附録」には取調掛として「地方ノ戸籍ニ関係スル諸官員及ヒ実地ニ取調べグル諸役員」〔総理府統計局 1976 170 頁〕とされており、前者の官員が戸籍から家別表への転記作業、そして後者の役員が実査業務に従事したと考えられる。

⁽¹⁰⁾ 岡松徑らは、下調終了後に山梨の各郡で行った「検閲巡回」中に各郡書記から、「本調査に於ける家別表記入の为一町村に付三人乃至五人の調者を要した」〔岡松 1910 218 頁〕との情報を得ている。

⁽¹¹⁾ 岡崎文規は甲斐調査の実査について、「明治 12 年 12 月 31 日午後 12 時現在による戸籍原簿竝に寄留原簿に基いて知り得べき事項（氏名、年齢、住家の事實）を家別表に記入し、此の事項の不分明なる分、身上の有様及び職業の事項等は實地に家に就て調べた」〔岡崎 1935 38 頁〕と、戸籍簿からの転記と実地調査の二段階で実施されたとしている。

また戸籍簿からの家別表への転記に関して高橋二郎と岡松は、それぞれ次のような甲斐調査に関する回顧談を残している。「家別表十一萬枚を印刷し之を山梨縣へ送附し各町村に頒布し十三年の一月初旬より戸籍に依りて知るべきものを記入せしめ二月一日迄三十日間に下調完結を約せり」〔高橋 1911 38 頁〕、「家別表記入の方法は北都留郡を除き他の八郡は個人に關する事項にして變動ないと認めたるものは前以て家別表に記入し置いた」〔岡松 1910 218 頁〕、と。

⁽¹²⁾ 「其取調ヲナスニハ彼レ此レ入り組ミタル事多クシテ混雜シ事實を誤マルノ患ナキニ非ラス故ニ今取調心得ノ箇條ヲ設ケテ之ヲ左ニ示ス」〔統計院 1882 10 頁〕。

地の記載を求めている。住所の記載内容自体は集計項目ではない。しかしそれは調査対象である住家所在地の郡・町村による識別情報であり、郡別集計や甲府を特掲表章する際の地域情報を提供する。

(ii) 住家欄

駿河調査では「家持」と「借家」との二区分としていた住家について、甲斐調査は敷地と建物の両面から「持地持家」、「借地持家」、「借地借家」とにそれを区別している。また、持家借家でない寺社に居住する神官・僧尼は「何社（寺）住居」と記載するように指示されている。

ところで、当該項目への記載について「心得・雛形」はいくつか追加的指示もしている。

まず同居人等の記載方法に関しては、①店舗など別の建物に所帯を持ち居住する者も一軒として扱うこと、②所帯を持つ同居人は「借地借家」として独自に家別表に記載すること、③単独の同居人が居住する住家については「何某同居」と記載すること、④屋敷内で別居する隠居者等は「記載スルニ及ハス」として彼らを把握の対象から除外している。なお、「人別調人心得附録」⁽¹³⁾は「隠居等」について、「本家屋舗内ニ別居」し、「世間ニ関係セズ本家ノ賄ヲ受クル者」と定義しており、隠居者であっても「其地所ヲ所有シ又ハ自ラ職業ヲ為ス等ノ者」の場合には「一軒ト為シテ別表ニ書」くような指示となっている〔総理府統計局 1976 170 頁〕。

当時の戸籍局の人口調は本籍人口を把握するものであった。これに対して「現在」人別調として実施された甲斐調査では、現在人口の構成要素を為す寄留人についても独特な把握方式⁽¹⁴⁾が採用されている。甲斐調査における人口概念について花房直三郎は、甲斐調査による「総人員」について、「此の総人員は歐米の人口調査に於て現在人口（Population de fait）と稱する者にあらず又現住人口（Population de résidante）と稱する者にもあらず並に我各種の統計書に載す所の本籍人口にもあらず實に左の分子より構成せるものとす」〔花房 1907 144 頁〕として「住地に居る者」、「他國に居る者」、「行方知れざる者」、「他國より入寄留」の各人口を掲げている。また高橋二郎は、「當時戸籍局の人口調は本籍人口のみなるが、此度の調は寄留にても一家を為すものは皆其地に入るることとし、大旨現在人口と云ふこととせしは、新生面を開きたる所なれども、所世を成さざる奉公人の類を本

⁽¹³⁾ これを収録した『総理府統計局百年史資料集成』にはこの文書について、「和紙に墨書された手稿本である。綺麗に浄書されており、最終原稿と思はれるが、これが実際に印刷配布されたかどうかは不明である」〔総理府統計局 1976 170 頁〕との注記がある。

⁽¹⁴⁾ 「心得・雛形」は、甲斐国人並びに寄留人について、所帯による寄留か否かという点からその把握場所をそれぞれ次のように指示している。

把握の場所等	国内に本籍を有する者		他國に本籍を有する者		把握対象外
	居住地	本籍地	居住地	本籍地	
所帯による居住者	本籍地居住者		国内居住者（「入寄留」）		
	国内他地居住者				
		他國居住者（「出寄留」）			
非所帯による居住者		国内他地居住者			国内居住
		他國居住者			

地へ入れたれば、歐洲の所謂事實人口にはあらず、結局、常住的家族人口と云うべきものなり」としてそれが「本籍及寄留の戸籍帳を基礎とした」ものであったことから止むを得ざることであった〔高橋 1911 37-38 頁〕としている。甲斐調査における人口概念については当時の戸籍局と政表課との業務所管上の関係⁽¹⁵⁾なども含めて改めて考察することにして、以下では住家欄への記載方法と関連させつつ家別表への記入に際しての寄留人の取り扱いを見ておくことにする。

「心得・雛形」は、寄留人の記載を所帯持か否かで区別して扱っている。

まず所帯による寄留人として甲斐国内に居住する者はその生国にかかわらず常住地で家別表により把握することとし、住家には住家敷地の所有状態を記載する。なお、甲斐国内に本籍を有する者の場合、重複把握を回避するため本籍地での戸籍簿からの家別表への書き出しは行わない。なお、本籍を国内に残したまま甲斐国以外で寄留による居住する者については、本籍地において家別表を作成し住家欄に「何國へ出寄留」と記載することによって他の家別表から区別するよう指示している。

これに対して所帯持以外の寄留人について「心得・雛形」はそれを原則として本籍地で把握し「出先ニテハ取調フルニ及ハス」〔同 12 頁〕とする一方で寄留人を抱える側では住家欄に「何某家支配、何某家預リ」と記載するような指示となっている。このような所帯持以外の寄留人についての取り扱いとの整合性を持たせるため、甲斐国外からの所帯持以外の寄留人についても「書出スニ及ハス」という整理となっている。なお、家主や世帯員の一部が出稼ぎ等により甲斐国以外に滞在している場合については、家別表に特に「出寄留」との記載は必要としないと指示されている。

(iii) 姓名欄

姓名欄は駿河調査の家別表には見られなかったもので、甲斐調査で新設された項目である。姓名それ自体は統計項目ではないが、住家内での個体識別によりその把握の正確さを期すための項目と考えられる⁽¹⁶⁾。

⁽¹⁵⁾ 甲斐調査が現在人口の側面を強調した人別調となった点について高橋は、「杉課長も亦年々戸籍局の調査に據り料理表章する戸口の本籍のみにて現在人口の知れざると其調査の男女族籍等に止まりて國民の状態を審かにするに足らざるを慨し何とか之を改良せんと苦心すれども戸籍調査の權能該局に在れば栓方なく述懐の中に年月を送りしが戸籍を離れ現在人口を主として獨り人口に限らず之に伴ふ状態を調ぶるに於ては差支なかるべしとの事にて十一年の秋より其調査規則を議定し執行の議を提出」〔高橋 1911 36-37 頁〕したと記している。このことは、戸籍局の所掌業務である本籍による調査とは異なる形の人口概念の導入が甲斐調査の実現要件となっていたことを示している。

⁽¹⁶⁾ 近代国勢調査の調査票が氏名記入欄を設けている理由について岡崎は、「近代国勢調査に於ては、必らず氏名を調査する事になってゐるが、これによって氏名そのものを問題にしようと言ふのではなくして、これは専ら調査人員の脱漏、誤謬の申告を防ぎ、更に申告書に記入せられたる調査事項につき疑問視すべき点の場合に、再審、再調査をなす便宜のために行はれるもの」〔岡崎 1935 145-146 頁〕としている。

甲斐調査の姓名欄への記載に関してここで二点付記しておく。

その1は、この欄が族籍の把握にも用いられていることである。甲斐調査では実地調査に先立ち各郡役所において戸籍原簿から家別表に氏名、年齢、住家の事実とともに族籍についても転記が行われた〔岡松 1909c 404 頁〕。「心得・雛形」によれば、「平何ノ誰」というように「姓名ノ肩ニ（華）（士）又ハ（平）ト書スヘシ」〔同 12 頁〕として居住者の族籍の記載を求めている。さらに「心得・雛形」には「家族或は附籍人等ノ内家主ト身分違ノ者アラハ當人姓名ノ肩ニ別ニ其族名ヲ書シテ之ヲ分ツヘシ」〔同 13 頁〕と指示されており、家主以外の居住者についても個人単位での属籍把握を行っている。

ただ、このように甲斐調査では姓名に付随して族籍に関しても統計原情報が行われたにもかかわらず、その結果は集計に用いられることはなかった。その理由について甲斐調査の企画から集計の一連の統計作成程に直接従事した経験を持つ岡松は、その回顧談の中で「氏名と族稱とは調査の便宜までに採用したので結果の表章には掲げない」〔岡松 1910b 323 頁〕としており、族籍についても当時姓名と一体化した個体識別の補助情報として家別表による把握の正確性を担保するために使用されたものと考えられる。

第2にこの欄は服役者の特定にも使用されている。この点については「心得・雛形」には何の記述もない。甲斐調査では実施に際して郡書記等に対して家別表への記載方法等に関して事前説明を行っているが、その後明治 12 年 11 月頃から追加的な照会を受け、杉らは寄せられた疑問に対しても対応を行っている〔岡松 1909b 367 頁〕⁽¹⁷⁾。この質疑応答文書に懲役・禁固該当者の取り扱いに関する照会に対して、「懲役場囚獄及び懲治檻等に在る者は其姓名の肩に（懲）（囚）（檻）等の字を書して之を区別すべし」〔鈴木 1919〕とすることでその把握を行うよう指示している。

（iv）家主及家族欄

「心得・雛形」は、戸主であると否とを問わず「一軒ノ主人」である者を家主とみなしている。また、家主と他の家族員とを問わず他家からの養子女の場合には当該欄に男、女と記載した肩に（養）、また戸籍に登録した妾については（妾）と記載することを求めている。

（v）身上ノ有様欄

甲斐調査の家別表の身上ノ有様欄の記載にあたって「心得・雛形」は、僧尼も含め配偶者の有無を、「未婚」、「夫」、「妻」、「夫死」、「妻死」、「離縁」によって区別し、妾に係る身上の状態についてはそれを「妻死夫」、「妻離夫」、「妾死夫」、「妾離夫」、また妻なく妾だけの夫における妾の離死別は「妾離」、「妾死」とし夫と離死別した妾は「夫離」、「夫死」と記載するように指示している。

（vi）年齢欄

年齢欄は基本的に戸籍原簿からの転記事項である。「心得・雛形」はそこに当人の出生年月がそのまま記載し、1 年以下の小児は「満何月」、1 月未満の小児は「1 月内」、また年齢

⁽¹⁷⁾ 質疑応答の記録は後年調査関係者の一人鈴木敬治によって「山梨縣人別調疑解」として公開されている。

不詳者については「知レス」とそれぞれ記載するよう指示している。

(vii) 生国欄

「心得・雛形」は、本地（本籍地）居住者、寄留人のいずれもその者の出生国を、また生国不詳の者については「知レス」と記入するよう指示している。

(viii) 職業欄

職業について「心得・雛形」はそれが「千種萬類ニ別レ其調甚タ紛ラハシク且事實ヲ誤リ易」い一方で「其整備ヲ求ムヘカラサル者」〔同 15 頁〕であるとして、「心得・雛形」にはこの項目については特に詳細な指示がなされている。それは (イ) 職業全般にわたる総論的指示と (ロ) 各産業に固有の記載に関する指示とからなる。

(イ)の全般的記入指示は下記の 4 点からなる。

その 1 は、自ら何らかの職業に従事する者に対して、男女とも「族籍ヲ論セス…其職業ヲ書キ載スヘシ」〔同 16 頁〕としている点である。「心得・雛形」のこの箇所は、族籍と職種とを混在させていた初期の「職名表」が有した問題点についての杉の明治 6 年の建議書の内容を受けたもので、そこには甲斐調査の職業欄によって当時の甲斐国における産業分布の実態把握を行うとの決意を垣間見ることができる。

さらにこの項では本職による職業調査とは別に、自家消費用の作業についても、「職業者ニ非ラストイヘトモ」「自宅ノ用ヲ足ス」程度の「縫針ヲ為シ機ヲ織」る者についてもその業名の肩に「○」を付して記載することでその把握を行っている。

第 2 は、生業としての職業をその稼得の程度に照らして類別しつつ把握する試みも行われている。すなわち、「心得・雛形」によれば、職業者（有業者）は「自分ノ職業ヲ以テ其身ノ衣食ヲ賄ヒ得ル」か否かによって「一人前ノ働キアル者」と「一人前ニ足ラサル者」とに類別され、職業別にその把握を行うよう指示し、「一人前ニ足ラサル者」の場合にはその業名の肩に「足ラス」と付記するよう求めている。

ただし「一人前」と「足ラス」の区別には稼得に加え年齢の要素も考慮されている。すなわち、男女とも 15 歳以下の職業従事者については仮にその稼ぎにおいて「一人前ニ足ラサル者」である場合にも「足ラス」の付記なく単にその職業名のみを記載するものとされている。これは甲斐調査が、15 歳以下の児童労働も含め、当時甲斐国において生業として営まれていた事業への従業実態の把握を目指したものであり、「心得・雛形」もその「辨別スルハ容易ナラサル事」としながらも「其調ヲ粗略ニ心得テ事實ヲ得サルヲアラハタニ其調ノ無用トナルノミナラス却テ誤リヲ傳フルノ害アリ」とその意義を強調している〔同 16－17 頁〕。

第 3 は、自らは就業せず所有のみによって当該事業に関係する者に職業上での格付けを与えるもので、「農作主」、「織元」、「醸造主」などがそれにあたる。

そして第 4 は、寄留人の職業上の取り扱いに関するものである。上述したように、「心得・雛形」は寄留先において所帯を持たず居住する寄留人に関しては本籍地でその職業名を記載することとし、職業名不詳の者については「知レス」と記載することを求めている。

職業が多岐にわたりまた生産物や取り扱う品物等によっても種々事情が異なりうることから、「心得・雛形」では「農作」、「漁業」、「工業」、「礦業」、「商業」、「その他」の産業別

に従事者の職業把握の際の留意点が列挙されている。

①農作人

- ・農産物の生産に従事する者は専業か否かを問わず「農作」と記載する。ただし養蚕、牧畜、杣職等といった耕作以外の業を専業として従事する者の場合には「養蠶」、「牧畜」等と記載する。
- ・農作と漁業、狩猟、牧畜等の業とを兼業として行う者については、本業と兼業を併記する。
- ・「心得・雛形」は特に農作に関しては農地の所有形態による区別も求めており、それぞれ「直農作」、「下農作」、「直下農作」と区別することでその把握を行っている。

②漁業人

- ・漁業人については水面の属性により「海漁」と「川漁」とに区別される。ただし、湖沼面において漁業を営む者は「川漁」に含まれる。

③工業人

- ・工業における職業区分は生産物の種類に従って類別する。
- ・副業を持つ者の場合には職業記載欄に主業と共に副業を併記する。ただし副業が取るに足りないものである場合には職業は主業のみとする。

④礦業人

- ・礦業人については、鉱山の所有並びに遂行する業務の種類によって職業名を区別するとともに、採鉱する鉱物の種類についても職業名の肩に「金礦主」、「金礦夫」などと併記する。

⑤商業人

- ・商業人については家主だけがその業名を記載することとし、他の者は「何商手伝」と記載する。ただし家族員が家主と異なる商いに従事している場合にはその者の職業欄にその業名を記載する。
- ・商業人はその者が商う主要商品の名称をもって職業名とし、同時に行っている他業種と主副がつけ難い場合にはその業種を職業欄に併記する。
- ・農作、工業品の生産、販売に従事する者については、双方の業種名を併記する。

⑥その他の職業従事者

- ・学者、芸術家等技芸に対する報酬によって業とする者はその名称を職業名とし、副業としてこれらの業に従事する者はその名称を本業名と併記する。
- ・医師は漢洋別にそれぞれ診療科名をもって職業名とするが、複数の科を兼務する場合にはその名称も併記する。
- ・官員・雇用掛は職名、等級を記載する。
- ・神官、僧、尼の弟子は「^僧弟子」、「^尼弟子」等とし、神官、僧、尼以外の「教導職」従事者については「^何教導職」と記載する。
- ・神官、僧、尼以外で寺社において生計を立てる者の職業名は「社何雇」、「寺何雇」とする。
- ・日雇収入によって生計を立てている者は、その主たる収入をもたらす仕事の名称を付

して、「荷持日傭」、「使日傭」等と記載する。

- ・軍隊についてはその階位を以て職業名とし、それに「陸兵」と「海兵」と肩書し陸軍兵と海軍兵とを区別する。なお、補充兵と後備軍に関しては肩書の記載は無用である。

(ix) 啞聾盲欄

身体的不具は戸口調査では「廢疾」として該当者数が書上げ事項とされている。ただそれは駿河調査の家別表に調査事項とされておらず、甲斐調査で新たに加えられたものである。これについて「心得・雛形」は、啞聾盲のうち盲人についてのみその原因によって「生來盲」、「病盲」、「怪我盲」を区別して記載することを求めている。

『八十年史稿』は甲斐調査の調査事項について、「住家・姓名・族籍・家主および家族（いわゆる世帯に於ける地位）・性別・身分の有様（いわゆる配偶関係）・年齢・生国・宗旨・職業・啞聾盲の各項目」〔総理府統計局 1951 54 頁〕としている。ただし、すでに (iii) でも見たように、このうち姓名と族籍については調査における個体把握の正確性を期すために設けられ「心得・雛形」で追加記載が求められたものであることから、集計により結果表を得るための統計原情報の収集を目的として設置された他の諸項目とはその性格上区別される。

ところで、郡・町村という所在地（住所）情報それ自体は集計の対象となる統計原情報ではない。しかし所在地を町村あるいは郡レベルでの境域情報とみなせば、それは地域別の結果表章を行う上での基軸情報という性格を持つ。このように考えれば、甲斐調査の家別表が統計項目として収集した統計原情報の範囲は、姓名を除く住所・住家・族籍・家主および家族・性別・身分の有様・年齢・生国・宗旨・職業・啞聾盲の諸項目ということになる。ただし、このうち族籍に関しては、実地調査に先立って実施する戸籍原簿から家別表への書出しの際に姓名と事実上一体化された個体識別情報として用いているだけで、少なくとも杉らはそれを当初から統計項目としては認識していない。その一方で特に職業に関する調査は多岐に渡っており、「心得・雛形」には産業・業種別に詳細な記入の指示がなされている他、人々の就労に関しても、婦女を中心とする自家消費用の就業、生計を充足しうる就業か否か、さらには副業もまた職業に関する調査把握事項となっている。

2. 万国統計会議による静態調査項目の勧告

津田と西が留学先でフィッセルリングの講義を受講していた時代、欧州の政府統計には歴史的うねりのような動きが進行していた。人口センサスの国際的な標準化に向けた取り組みがそれである。

A. ケトレーの提唱によって設立され 1853 年にベルギーの首都ブラッセルにおいて第 1 回会議が開催された万国統計会議（Congrès Internationale de Statistique）は、その後 1876 年のブダペスト会議まで 9 回の会議を重ねる。各国の政府統計家と統計学者を参加者とする会議では、統計による国際比較を可能とするような統計の作成、なかでも主要国ですでに実施されていた人口センサスの国際的な標準化を巡って活発な議論が展開された。

第1回、第2回、第4回、第5回、第6回、第8回の各会議で人口センサスに関する決議が行われたが、中でも注目されるのが1872年にロシアの首都セントペテルブルグで開催された第8回会議における決議である。この会議ではそれまでの諸決議の整理、総括が行われ、最終決議案が採択された〔高橋1902 22頁〕。

第8回会議では、人口センサスでの調査事項に関しても、各国にその収集を求める必須項目と調査の判断を各国の裁量に委ねる任意項目の二種類に区分してその勧告が行われた。このうち必須項目（緊要事項）として取り上げられたのは、①氏名、②體性（男女の別）、③年齢、④家族又は世帯主との関係、⑤身上の有様即ち縁事上の身分、⑥職業又は地位、⑦宗教、語る所の國語、⑧読み書きの智識、⑨本國、出生の場所、國籍、⑩平生の住所及調査の場所に於ける居住の性質、⑪盲、聾啞、白痴及クレチン病、瘋癲の諸項目であった〔高橋1902 25-26頁〕。なお、この他各国にとって調査に意味があると考えられる諸事項については任意事項として実施するとの取りまとめが行われた。

人口センサスの調査事項に関してこのような決議が行われた第8回万国統計会議は、駿河調査の3年後、また甲斐調査に実施に先立つこと7年という時期にあたる。その意味では杉が「現在人別調の調査は根本である。國家必要なる事である、其必要なる事は明瞭なれども此調査を舉行するには、學者の熟練も必要にして、多額の費用も亦必要である、去りながら、邦國の大事業なれば輕舉を愼まざるべからず」として「一縣にして民數の寡少なる一國の調査」〔世良2005 83頁〕を思い立つに至った時期は、海外ではすでに人口センサスの調査方式の標準化へと歩みを進めていた時期でもあった。

3. 駿河・甲斐調査の家別表、万国統計会議決議による静態調査項目の比較

第1節では駿河調査と甲斐調査における家別表、そして第2節では各国における人口センサスで調査による把握時効の推奨項目としての第8回万国統計会議の決議内容について、それぞれ静態調査事項を見てきた。本節ではこれらを比較考察することで甲斐調査における調査項目の特徴を明らかにしてみたい。

駿河調査と甲斐調査で人口等の静態把握を目的に調査票として使用された家別表には、甲斐調査の「男」「女」のように統計原情報の収集に必要とされる以上の記載欄が設けられている一方で、駿河調査の冒頭行、最下行のように他の記載欄とは異なる形でその収集を行っているもの、さらには甲斐調査での族籍や副業等の従業形態のように「心得・雛形」の指示に従って追加的にその収集を行っているものもある。

静態調査項目とされている事項の中には個人項目と世帯項目とがあり、また姓名のように収集された情報が結果表の作成には用いられない非統計項目もある。表1は、非統計項目も含め、駿河・甲斐調査の家別表、万国統計会議決議における静態調査項目を一覧したものである。

表1 駿河・甲斐調査の家別表と萬国統計会議決議による静態調査項目

調査名	駿河国人別調	甲斐国現在人別調	第8回萬国統計会議
年次	1869年	1879年	1872年
	家別表		決議項目(必須調査項目)
世帯	〔所在地 ^(#1) 〕	所在地(郡・町村名) ^(#3)	〔所在地 ^(#1) 〕
個人		姓名 ^(#4)	氏名 ^(#4)
個人	男女の別 ^(#2)	男女の別	男女の別
個人	年齢	年齢(満年月、1歳以内は月数、1ヶ月以内は日数)	年齢
個人	夫、婦、男女世帯員、僕、婢 ^(#2)	家主家族の続柄	続柄
個人		族籍 ^(#5)	
個人	私縁・公縁・独・孤・寡・鰥 ^(#2)	身上の有様(未婚者、夫妻者、夫死又は妻死者、離婚者但妻と妾を区別す)	配偶関係(未婚・既婚)
個人	業体	職業(本業、兼業) 但1人前の者と1人前に足らざる者を区別す	職業
個人	宗旨	宗旨(仏教は宗名を分つ)	宗教
個人			使用言語
個人			読み書き能力
個人	生国	生国	生国・国籍
世帯	家持、借家	住宅の有様(持地持家、借地持家、持地借家、借地借家に区別す)	住居(借家・旅店・地主・借地)
個人		不具(聾啞、盲、但盲は生来、病氣、怪我に区別す)	盲、聾、啞、痴愚、瘋癲
世帯	田畑、山林		
個人	出稼	〔出寄留 ^(#6) 〕	
個人	入稼	〔入寄留 ^(#7) 〕	

(#1) 地域別に調査を実施することで地域情報を収集

(#2) 調査項目欄として設けられてはいないが、個人別に識別できる情報(集計項目)

(#3) 非統計項目(地域結果表章に使用)

(#4) 把握の精度担保のために設けられた項目(非集計項目)

(#5) 調査項目欄として設けられてはいないが、個人別に識別できる情報(非集計項目)

(#6) 甲斐国内に本籍を有する者で所帯にて国内他地に居住する者は寄留先で把握(本籍地では把握せず)

甲斐国内に本籍を有する者で所帯を持たず国内他地に居住する者は本籍地で把握(寄留先では把握せず)

甲斐国内に本籍を有する者で所帯にて他国に居住する者は「何國へ出寄留」として本籍地で把握

甲斐国内に本籍を有する者で所帯を持たず他国に居住する者は「何國へ出寄留」とせず本籍地で把握

(#7) 他国からの所帯による寄留者は寄留先で「何國ヨリ入寄留」として把握

他国からの所帯によらざる寄留者は把握の対象外

(1) 駿河調査と甲斐調査の調査事項の比較結果

まず、非統計項目に関しては、駿河調査の家別表に甲斐調査のそのように住所(所在地)と氏名(姓名)の記載欄が設けられていない。このうち前者については、駿河調査の場合には調査従事者が杉と若干名に限られ、集計結果も『沼津政表』『原政表』として取りまとめられているように調査済の調査資料(家別表)と調査実施の場所に関して混乱発生の恐れは少なく、家別表にその記載欄を設けることは想定されていなかったものと思われる。一方、姓名については甲斐調査におけるような調査漏れや重複調査の排除という側面が駿河調査当時の杉には特段意識されていなかったように思われる。

一方、統計項目に関する両者の違いとしては、「不具」と「田畑・山林」を挙げることができる。このうち不具は甲斐調査での新設項目、一方、田畑・山林は駿河調査で調査項目とされていたものが甲斐調査で除外されたものである。

不具は明治4年の戸籍法布告を受けた戸籍表式（「第1号区内戸籍表式」、「第5号府藩縣戸籍表」）の書上事項である「癯疾」を想起させる。しかし、この点については戸籍局の調査の在り方に対する批判が甲斐調査の発端となった点を考慮すれば、不具の調査事項としての採用の理由は別のところにあったと考えることができよう。これに対して田畑・山林が甲斐調査の調査事項から削除された点については、甲斐調査を人口静態調査として純化させるといふ杉の発想が見受けられる。

ところで「心得・雛形」によれば、甲斐調査では族籍についてもその把握が行われている。甲斐調査では族籍に関して結果表の作成に可能な十分な統計原情報が得られているにもかかわらずそれは統計項目としてではなく姓名と共にあくまでも客体把握の精度確保のための補助情報として位置づけられているにすぎない。甲斐調査において族籍が集計事項となる統計項目として扱われなかったのは、職分表において族籍を職業と混在させた戸籍調査制度そのものに対する杉の批判がその契機であったこととともに、より根源的には彼が抱く身分制度そのものへの疑念⁽¹⁸⁾に根差したものとみえよう。

このように、駿河調査と甲斐調査の家別表には、いくつかの項目に関して調査事項の差異が認められる。ただ、それ以外の諸事項については、男女、続柄、配偶関係のように統計原情報の収集方法を異にするもの、さらには業体と職業のように記載に用いる用語、職業項目における副業の把握など細部に関しては若干の差異こそ見られるものの、調査事項そのものについては、その多くが継承されている。

ところで、駿河調査では社会移動に関して、生国に加え就労目的での移動把握項目として「出稼」「入稼」記載欄が設けられている。これに対して甲斐調査の家別表には「出稼」や「入稼」の識別を行う記載欄は明示的には設けられてはいない。ただ、第1節(2)2)(ii)でも見たように「心得・雛形」は、「住家」欄への記載に際して、寄留状態にある者を所帯の有無に照らして本籍地ないしは寄留先での把握、あるいは把握対象外といった諸カテゴリーに区別するとともに、出寄留、入寄留情報の把握を行っている。駿河調査と甲斐調査では寄留はいずれも集計項目としては取り扱われていない。ただ、いずれの調査も生国に加え移動に関連した情報として寄留の把握を行っている点では共通しており、特に甲斐調査の場合、それは調査によって捉えられた人口概念の性格規定にとって重要な意味を持つものとなっていることを付記しておく。

(2) 甲斐調査と万国統計会議の決議項目の比較結果

表1における甲斐調査の家別表と万国統計会議第8回決議における調査事項の比較結果は、若干の相違点こそ見られるものの全体としては極めて共通性の高い内容のものとな

⁽¹⁸⁾ 杉は明治3(1870)年7月、奴隷の廃止、四民互婚の許容、土下座の廃止を内容とした建白書を提出している。

っていることを示している。

家別表での族籍情報の取得が集計を目的としていたものでなかった点についてはすでに指摘したとおりである。これ以外での両者の間で調査項目の相違は、甲斐調査での寄留の把握と決議における使用言語と読み書き能力に限られる。

このうちまず「使用言語」については、決議が人口センサスの国際的な標準化を意図したものであり、また国民国家の国境と言語境界とが必ずしも一致せず、国の中には多言語社会となっているケースも想定したものと考えられる。また教育水準指標としての「読み書き能力」もまた各国の民度比較にとって重要な調査項目であったと考えられる。

これらを甲斐調査はいずれも調査事項としては設定していない。その理由としては、このうちまず使用言語に関しては、甲斐国も含め日本そのものが多言語社会という状況になかったことを反映したものと考えられる。これに対して「読み書き能力」については、当時の甲斐国の社会状況を知る上で重要な意味を持つ調査事項の一つであると考えられる。杉ら関係者の回想録でもその点については一切触れてはいないが、将来の国勢調査実現のための試験調査として甲斐調査を成功裏に完遂させることが至上命題であった杉らにとって、調査内容を複雑化につながるものとしてあえてその採用を踏み止まったのではないだろうか。

その一方で決議の調査事項に含まれていないもので甲斐調査で取り上げられているのが寄留人の把握である。寄留人をどう取り扱うかは、本籍人口による戸籍局の調査から甲斐調査を区別する人口の現住地把握を基礎とする独自の人口概念のまさに要諦である。その問い扱いは職業の把握と共に特に複雑を極めることから「心得・雛形」においても多岐にわたる取り扱い要領が記され、その周知が図られた。それでも作業従事者から多くの追加的な照会が寄せられたことは〔鈴木 1919〕からも読み取ることができる。

人口の社会移動に関して決議が生国のみを調査事項としているのに対して、甲斐調査が生国に加えて、あえて調査の困難を覚悟の上で寄留の把握に踏み切らざるを得なかったのには、まさに甲斐調査そのものの性格をめぐる特殊歴史的な事情が関係しているように思われる。

このように一部で調査事項のカテゴリー区分に部分的な違いは見られるが、それ以外の多くの項目については、甲斐調査の家別表と決議で調査事項として掲げられている。高橋や岡松等実際に甲斐調査にその企画段階から関与した関係者の回顧録での記述も、万国統計会議の決議内容が甲斐調査における調査事項の選定にあたって大いに参考にされたという内容になっている。このようなことから、甲斐調査における調査事項について、それが万国統計会議の決議を強く反映したものであるとの評価が今日では定説となっている。

岡崎は高橋の回顧談における「大體、歐米センサスの慣例に依つて定めたもの」〔高橋 1905 106 頁〕に依拠し、(一) 氏名、(二) 住地及住家の持借、(三) 世帯の数、(四) 年齢、(五) 體性即ち男女の別、(六) 身上の有様(未婚、夫妻、妾、鰥寡及離婚者、(七) 職業(本業及兼業)、(八) 宗旨、(九) 生國、(十) 不具(瘋癲、啞聾及盲但し盲に限り生來、病氣、怪我に分つという 10 項目からなる甲斐調査の調査項目と 1872 年の第 8 回万国統計会議で決議された(一) 氏名、(二) 年齢、(三) 男女別、(四) 世帯主に對する關係、(五) 配偶關係、(六) 職業、(七) 宗教、(八) 言語、(九) 教育、(十) 出生地及び國籍、(十一)

住居、(十二) 盲、聾、啞、白痴、瘋癲等の不具とを比較し、「言語及教育の二項目を除けば両者は殆んど一致してゐるものであつて、調査事項を決定するに當り、恐らく國際統計會議に於けるこの決議事項が参考にされたのではあるまいか」〔岡崎 1935 37 頁〕としている。この点は国勢調査の所管官庁である統計局の正史の一つ『80 年史稿』でも共有〔總理府統計局 1951 54 頁〕されており、また藪内も「杉は、さきに見た「駿河国人別調」の経験をもつところであるが、それにつけ加えて、この時すでに、欧米諸国で実施されていた人口センサスがその好適なサンプルとされたと考えられる」〔藪内 1977 204 頁〕としている。

むすび

本稿では、駿河調査と甲斐調査において人口・世帯の静態面把握の様式として用いられた家別表並びに人口センサスの国際的な標準化をめぐる万国統計會議での討議の成果として第 8 回會議で採択された決議に一覧されている調査事項の比較を通じて、駿河調査と甲斐調査の静態統計調査としての特徴について考察してきた。

周知のように甲斐調査は、明治 4 (1871) 年の戸口調査によって代表される戸籍登録業務に軸足を置いた戸籍局の調査では把握される人口属性も限られ、また属性概念それ自体にも少なから問題を抱え、それによつては社会実態を把握できないとの批判をその契機としたものであつた。それが山梨県を対象とした地域調査であり、また調査の実施方法の点でも実地調査に先立ち戸籍原簿から一部調査事項の転記を行うなど業務情報にも部分的に依拠し、さらには調査によつて把握した人口概念も独特のものであつた。とはいえこの調査は将来の国勢調査の実施を見据え、実施予算の見通しを得ることなども付随的目的とする国勢調査の一種の試験調査としての性格を持つ。

甲斐調査では静態調査に求められている把握時点の斉一性（同時性）要件も充足しており、また本文でも考察したように、調査事項の面でもその大半が万国統計會議の決議内容と合致したものとなっている。その意味で杉らは調査案の策定にあたり、当時の海外における統計の動向、とりわけ人口センサスの国際的な標準化に向けての万国統計會議の取り組みに対して強い関心を寄せ、それが甲斐調査に反映されているというのはわが国の統計調査史研究家の間でのほぼ共通認識となっていると言えるであろう。

ただその一方で、明治 2 年に実施された駿河調査に対する統計理論を含めた海外統計からの影響については、ほとんど論じられていない〔森 2020〕。表 1 では駿河調査における静態調査事項についても甲斐調査、さらには万国統計會議決議におけるそれとの比較を行っている。それから明らかになったように、駿河調査の家別表では、静態事項の把握に関して、田畑・山林のような経済項目も含むなど静態概念が甲斐調査や決議における調査事項よりも広義に捉えられている。把握時点の斉一性要件が認識されていないなど駿河調査は静態調査として未熟な要素を多く抱えている。とはいえ、少なくとも調査事項として取り上げられている項目については、甲斐調査に対してほとんど遜色のないものである。

本稿で課題とした静態調査事項の比較からはやや離れるが、戸籍調査の様式「第一號區

内戸籍表式」と「府藩縣戸籍表ノ一」は、年齢について男の場合 15 歳未満、15 歳以上、21 歳以上、40 歳以上、60 歳以上、80 歳以上、一方女については 15 歳未満、15 歳以上、40 歳以上、80 歳以上の区分にしたってその集計量を記載、報告するよう求めている〔総理府 1976 13、17 頁〕。これに対して駿河調査では年齢による結果表章は男女ともに 10 歳未満は各歳別に、10－79 歳については 5 歳階級で、一方甲斐調査では男女ともに各歳別に集計されている。このように、結果表章の点でも駿河調査は甲斐調査と同様に類似した性格を有している。

ところで、大正 4(1915)年 10 月 9 日、杉の米寿の祝宴が上野不忍池畔の笑福亭にて開催された。席上、彼の功績を後進に伝えるべきとの提案に対して杉も快諾したものの、眼病を患い自著がかなわず十数次にわたり世良が聴聞結果を著したのが『杉亨二自叙傳』である。そこには甲斐調査での調査事項の選定経緯として、「・・・人別調のケ條を記したる書の依頼すべきもの會て無い、去れば自問自答いろいろ工夫を廻らせし後、予が會て駿河國に調査せしカ條に據つて、更に案出したる家別表を基とし、表中にケ條を記入せしむる様にした、表中に記入すべきケ條には持地持家、借地持家、借地借家等を分ち、男女、年齢、家主、家族、身上の有様、職業、生國、族籍、宗旨等である・・・」〔世良 2005 83-94 頁〕との記述がみられる。その内容は高橋や岡松らによる甲斐調査の回顧談における調査項目の選定経過とはやや異なる内容のものとなっている。調査事項の選択に当たり駿河調査の家別表を参照したとの杉の指摘は、88 歳という彼の年齢や本人の回想に基づく聴聞という側面を差し引いたとしても、甲斐調査準備の当初段階における恐らく杉本人の偽らざる心境の吐露であるように思われる。

太政官調査局政表掛を実施主体とする公的統計調査として実施された甲斐調査とは異なり、駿河調査は杉個人の発意により行われた一民間統計調査に過ぎなかった。それだけにその実現には藩の奉行や名主といった旧支配体制の協力を仰がざるを得ず、悉皆調査の実施を可能にするような財政や要員面での準備も叶わなかった。静態調査の要件とされる調査時点の斉一性要件についても、そもそもそれを実現できる条件にはなかった。駿河調査が抱える静態調査としての未熟さの一半は、その非公的統計性に帰することができる。

ただ、この調査を静態調査票としての家別表によって収集される調査事項に関して言えば、それが田畑・山林のように人口統計の範囲を越えると思われる事項も一部では含むものの、甲斐調査さらには万国統計会議の決議において規定されている調査事項と概ね類似した構成内容となっている。

駿河調査は万国統計会議が人口センサスの実施に関するそれまでの議論を決議として総括した 1872 年の第 8 回会議に 3 年先行した明治 2(1869)年に実施されている。大学での独仏学科廃止に伴い四散していた外国語に堪能な人材を杉が当時の太政官正院政表課に集め統計人材の養成拡充を図ったのは明治 8、9 年頃⁽¹⁹⁾のこととされている。欧州を中心と

⁽¹⁹⁾ 『杉亨二自叙傳』に転載されている細谷新治による「杉先生略年譜」によれば、高橋二郎（明治 8 年 3 月）、呉文聰（同年 5 月）、相原重政（明治 9 年 1 月）政表課出仕としるされている。また杉による「懷舊談」や『自叙傳』には、他にも寺田勇吉、宇川盛三郎、小川為次郎、

する海外の統計学や政府統計をめぐる動向がわが国に広く紹介されるようになるのはこれ以降のことであると考えられる。駿河調査実施以前、すでに万国統計会議では第1回(1853年)、第2回(1855年)、第4回(1860年)、第5回(1863年)、第6回(1867年)の各会議で人口センサスをめぐって討議が行われ、その結果が決議としてまとめられている〔高橋 1902〕。杉自身が蕃書調所(洋書調書、開成所)在職当時、こういった人口センサスに関する国際動向まで十全に把握できていたとは考えにくい。

甲斐調査の主たる担い手の一人である岡松は甲斐調査について、「先生(杉—引用者)が近世統計論の異同を翫味し新式の方法と本邦固有の慣習とを折衷し且つ自己の創見を加へられたるので日本統計史の綱鑑となつて後世に垂るゝものと認むる」〔岡松 1909a 219 頁〕とその意義を讃えている。ただ、本稿において考察してきたような人口に関する静態調査項目に限れば、杉はその後万国統計会議が第8回会議でそれまでの討議の総括として取りまとめることになる人口センサスに関する決議における調査事項をいわば先取りした形で駿河調査で家別表としてそれを実現していたことになる。

〔文献〕

岡崎文規(1935)『国勢調査論』東洋出版社

岡松徑(1909a)「甲斐國現在人別調記憶談」『統計学雑誌』第 279 号

岡松徑(1909b)「甲斐國現在人別調記憶談(續)」『統計学雑誌』第 283 号

岡松徑(1909c)「甲斐國現在人別調記憶談(續)」『統計学雑誌』第 284 号

岡松徑(1910a)「甲斐國現在人別調記憶談(續)」『統計学雑誌』第 290 号

岡松徑(1910b)「甲斐國現在人別調記憶談(續)」『統計学雑誌』第 293 号

杉亨二(1915)「統計懷舊談」『統計学雑誌』第 350 号

鈴木敬治(1919)「山梨縣人別調疑解」『統計学雑誌』第 393 号

世良太一聴録(2005)『杉亨二自叙傳』(完全復刻版)(財)日本統計協会

総理府統計局編(1951)『総理府統計局八十年史稿』

総理府統計局編(1976)『総理府統計局百年史資料集成』第 2 巻人口(上)

高橋二郎(1902)『各国参照 國勢調査法』

高橋二郎(1905)「明治 12 年末甲斐國現在人別調顛末」『統計集誌』第 288 号

高橋二郎(1911)「明治 12 年 12 月 31 日甲斐國現在人別調の概況」『統計集誌』第 359 号

統計院編纂(1882)『甲斐國現在人別調』

日本人口学会編(2002)『人口大事典』培風館

花房直三郎(1907)「明治十二年末の甲斐國」『統計学雑誌』第 253 号

フィッセリング(津田真道訳)(1874)『表紀提綱 一名政表学論』

岡松徑といった名前も見られる〔杉 1915 198 頁、世良 2005 48 頁〕。彼らの多くはその後、甲斐調査の実施、調査結果の集計を主導することになる。

森數樹(1935)『人口統計論』東洋出版社

森博美(2012)「駿河国人別調沼津・原政表再論」『オケージョナルペーパー』(法政大学日本統計研究所) No.28

森博美(2020)「明治 2 年駿河国人別調における静態把握と動態把握」『オケージョナルペーパー』(法政大学日本統計研究所) No.104

藪内武司(1977)「国勢調査前史 (I) -明治人口統計史の一齣-」『岐阜経済大学論集』第 11 巻第 3 号

【付表 1】 駿河調査の家別表

婢	女			婦	僕	男			夫	
										生國
										人数
										年齢
										借家 家持
										山林 田畑
										業体
										出稼
										入稼
										宗旨
私縁	公縁	獨	孤	寡	私縁	公縁	獨	孤	鰥	

【付表2】 甲斐調査の家別表

												姓名	住家	甲斐國 郡 村 別冊の心得書を見合せ篇と取調方を 了解したる上にて此表に書入るべし
												家主及 家族		
												男		
												女		
												身上の 有様		明治十二年 月 日 時
												年齢		
												生國		
												宗旨		
												職業		
												啞聾盲		

オケージョナル・ペーパー(既刊一覧)

号	タイトル	刊行年月
84	移動選好度による居住移動圏の検出 —住民基本台帳人口移動報告「参考表」(2012-16年)による分析—	2017.10
85	九州・沖縄地方の域内移動から見た移動圏とその構造	2018.01
86	QGISによる西武国分寺線沿線の産業構造分析	2018.02
87	The Simulation Results of Expenditure Patterns of Virtual Marriage Households Consisting of Working Couples Synthesized by Statistical Matching Method	2018.03
88	ロジャーズ-ウィルキンス・モデルの東京都の人口への応用	2018.03
89	わが国の三大都市圏における移動圏とその構造	2018.04
90	居住地移動者数の将来動向に関する一考察 —2016-20年期～2046-50年期の都道府県間比較—	2018.04
91	男女別移動率を用いた移動者数の都道府県別将来推計	2018.05
92	ぐるなびデータを用いた店舗数に関する考察	2018.09
93	表式調査と業務統計における統計原情報の表式的集約について	2018.09
94	流入移動ポテンシャル指標による移動面での特異地域の検出 —新潟市を事例とした小地域統計による分析—	2018.09
95	階層型ニューラルネットワークモデルによる特異地域の抽出	2019.02
96	甲斐国現在人別調の生国データによる移動分析再論	2019.03
97	明治12年甲斐国現在人別調の職業データによる地域分析	2019.03
98	最近隣マッチングによるヴァーチャルな世帯の合成 —夫婦のみ共働き世帯のケース—	2019.04
99	甲斐国現在人別調の職業分類とわが国における職業分類の展開 —職分表から昭和30年国勢調査の職業分類まで—	2019.05
100	第1回国勢調査が記録した社会移動 —生涯移動から見た転入移動圏の特徴を中心に—	2019.09
101	第1回国勢調査の出生地データによる県間生涯移動分析	2019.08
102	わが国の1980年代後半期以降の社会移動に関する一考察 —純移動選好度の人口加重平均値による地域の転入・ 転出超過状況の評価—	2019.09
103	QGISによる西武国分寺線沿線の産業構造分析Ⅱ	2020.02
104	明治2年駿河国人別調における静態把握と動態把握	2020.02
105	地域勘定における一般政府勘定について	2020.04

オケージョナル・ペーパー No.106

2020年5月25日

発行所 法政大学日本統計研究所

〒194-0298 東京都町田市相原4342

Tel 042-783-2325、2326

Fax 042-783-2332

jsri@adm.hosei.ac.jp

発行人 菅 幹雄